

－ 化学物質管理基準に適合する部材納入のお願い －

グリーン調達
納入部材の含有・使用
化学物質管理基準
(お取引先様用)

版 番	第22版
発 行	2004年7月12日
改 訂	2024年11月29日

浜松ホトニクス株式会社

－ 目次 －

1. はじめに	1
2. 「環境管理物質」管理基準	2
2.1 目的.....	2
2.2 適用範囲	2
2.3 用語の定義.....	2
2.4 管理水準	3
2.5 改訂.....	3
3. お取引先様へのお願い	4
3.1 お願い事項.....	4
3.2 グリーン調達調査（製品含有化学物質調査）についての補足.....	4
3.3 グリーン調達調査（製造工程使用化学物質調査）についての補足	4

【表】

表1	納入部材に含有する環境管理物質
表2-1	納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質-オゾン層破壊物質
表2-2	納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質-塩素系有機溶剤
表3	制限物質の管理水準
表4	特定アミン（1以上のアゾ基の分解により生成するもの）

1. はじめに

地球環境への国際的な関心の高まりにともない、また各国における環境関連法規制の強化により企業の活動にも影響が現れてきている状況にあります。特に、欧州連合（EU）では製品に含有する化学物質に対し、使用制限等の法規制（例えば、ELV指令^{※1-1}、RoHS指令^{※1-2}等）が制定され、企業において自社製品に含有する化学物質の適正な管理をサプライチェーンで構築することが、必須の状況になっております。これは、自社の製品を構成する全ての部品・材料について、お取引先様のご理解とご協力を得て、含有する化学物質を正確に把握して管理する必要があることを意味しており、日本においては、JIS規格の「製品含有化学物質管理－原則及び指針」^{※1-3}や、JAMPアーティクルマネジメント推進協議会の「製品含有化学物質管理ガイドライン」^{※1-4}をはじめとした各種ガイドラインが整備されています。

当社は、上記の指針やガイドラインに基づく製品含有化学物質管理を推進しています。一方、製品含有化学物質の管理はサプライチェーン全体で構築しなければ、その目的を達成できない性質であることから、当社は「グリーン調達指針」にて、お取引先様に対して製品含有化学物質管理体制の構築をお願いしております。

本基準書は、お取引先様から当社に納入いただく部品・材料における含有化学物質およびその製造工程に用いる使用化学物質について、順守事項を明示したものであります。そのどちらについても、お取引先様のご理解と積極的な取り組みがなければ、達成は困難です。何とぞご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。当社は、今後も環境面の社会的責任をお取引先様と共に果たしていくため、「グリーン調達指針」及び「納入部材の含有・使用化学物質管理基準」に取り組んでいただけるお取引先様と優先的にパートナーシップを築きたいと考えています。

※1-1 ELV指令（2000/53/EC：廃自動車に関する欧州議会及び理事会指令）

ELV：End-of-Life Vehicleの略。環境保護のために廃自動車からの廃棄物を削減し、その収集、再使用およびその部品のリサイクルを推進することを目的とする。そのために自動車メーカー、材料および部品メーカーは、自動車の設計にあたって有害物質の使用の低減に努める、廃自動車の解体、再使用、回収、リサイクルを容易にするように自動車を設計・生産する。自動車の生産においては、リサイクル材料の使用を増やす。2003年7月1日以降に上市される自動車の部品には、付属書IIに収載されている場合を除き、「水銀、六価クロム、カドミウム、鉛」を含んではならない。

※1-2 RoHS指令（2011/65/EU：電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令）

RoHS：Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipmentの略。人の健康の保護、および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与することを目的とする。2006年7月1日以降に上市される電気・電子機器（対象カテゴリに該当するもの）には、付属書の適用除外項目に収載されている場合を除き、「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE（臭素系添加物）」を含んではならない。2011年7月に改訂され、旧指令（2002/95/EC）では対象外であったカテゴリ8（医療機器）、9（監視・制御機器）は、2014年7月22日より基本的に指令の対象となる。また指令自体から適用を除外される製品群（第2条4項）や用途（付属書IIIおよびIV）もあわせて規定されている。一方、規制対象物質（付属書II）を修正する官報（2015/863）が公布され、4種類のフタル酸エステル類（DEHP、DBP、BBP、DIBP）が追加された。カテゴリ8、9の機器に対しては2021年7月22日から、それ以外の機器に対しては2019年7月22日から適用が開始される。

<参考> EU委員会ホームページ：http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm

※1-3 製品含有化学物質管理－原則及び指針（JIS Z7201:2017）

製品含有化学物質管理に取り組む各組織が、製品含有化学物質管理の有効性向上、伝達する製品含有化学物質情報の信頼性向上及び不適合の発生防止のための基礎を築けるように、設計・開発、購買、製造及び引渡しの各段階における製品含有化学物質管理の原則及び指針を定めた日本工業規格。（2012年8月制定、2017年12月改正）

※1-4 製品含有化学物質管理ガイドライン

サプライチェーン全体を通じて製品含有化学物質管理が確実かつ効率的に実践されるように、共通的な製品含有化学物質管理の要件を示したガイドライン。サプライチェーンに関わる各組織が本ガイドラインを用いることで、製品含有化学物質の適切な管理を実践し、信頼性の高い製品含有化学物質情報を授受できるように支援することを目的として、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）によって制定された。（2018年3月 第4版発行）

<参考> chemSHERPAホームページ：<https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

2. 「環境管理物質」管理基準 (本文)

2.1 目的

この文書は、浜松ホトニクス株式会社の製品を構成する部品・材料に含有する化学物質、およびその製造工程で使用される化学物質に対して管理基準を定め、社内およびお取引先様に周知徹底することにより、当社製品の環境品質の向上を目的としています。

2.2 適用範囲

本基準は、当社がお取引先様から納入していただきます当社製品（商品、OEM品¹等を含む）を構成するすべての部品・材料（付属品等を含む）、副資材（はんだ材、接着剤、充填材、洗浄剤等）、および包装・梱包材（以下、総称して「納入部材」という）に含有される化学物質、また納入部材の製造工程に使用される化学物質に適用します。

〈対象となる納入部材の例〉

部品、材料、デバイス、モジュール、アッセンブリ、ユニット、付属品、包装材（梱包用材、同梱品 – 取扱説明書、記録メディア、緩衝材、段ボール、スティック、ラベル等）、および製品に使用される副資材（はんだ材、接着剤、充填材、離型剤、洗浄剤、バンド、テープ、インキ等）

2.3 用語の定義

本文書で使用する用語を、以下のように定義します。

(1) 環境管理物質

当社製品を構成する納入部材に含有する物質、および製造工程において使用する物質のなかで、法規制やお客様からの管理要請等により、当社が取扱基準を設定し、リストアップして管理する物質をいう。環境管理物質は管理基準により、「禁止物質」「制限物質」「管理物質」の3つに分かれる。

(2) 禁止物質

法規制等により製造や輸入が禁止されている物質で、当社製品を構成する納入部材への一切の含有や製造工程における使用を禁止する物質。

(3) 制限物質

法規制等で用途により使用や含有が禁止されている物質、または期限を定めて段階的に使用や含有が禁止される物質で、当社製品への使用や含有を適宜禁止する物質。物質と用途、禁止時期により、レベル1から3の三段階に分かれる。

(4) 管理物質

使用や含有の禁止や制限をする物質ではないが、リサイクル、環境、安全衛生、適正処理での環境負荷などの観点から、データを把握して管理する物質。

¹ OEM: Original Equipment Manufacturing、完成品の委託生産品

(5) 含有

意図的か非意図的かを問わず、物質が製品を構成する部品・デバイス等に使用される材料に添加、充填、混入または付着し、残存すること。製造工程において意図せずに部材等に混入や付着し、残存する場合も含む。

(6) 意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために、製造時に意図的に物質を添加すること。

(7) 閾値レベル

含有の最大許容値。納入部材に含有される環境管理物質が閾値レベルを超過すると、本基準の管理対象となる。閾値レベルには意図的添加と、数値で設定された濃度レベルがある。

(8) 均質材料

機械的に別々に分離できない材料とし、組成全体が均質な材料のこと。（例：プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング等）

2.4 管理水準

製品および仕入れ部材への含有や、製造工程において使用する環境管理物質（禁止、制限、管理物質）の管理水準の概要を表Aに、詳細を表1と表3に示します。

表 A 環境管理物質の管理水準の概要

環境管理物質の管理水準		内容／考え方	
禁止物質		含有および使用を禁止するもの	
制限物質 ²	レベル1	物質と用途でレベルを定め、含有および使用を制限するもの（代替の推進を推奨） 原則として閾値レベルを基準に情報 ³ を把握、管理するもの	含有および使用を禁止するもの
	レベル2		期日を定めて含有および使用を禁止するもの （当該期日以降は「レベル1」へ移行します）
	レベル3		期日を定めず適用を除外するもの （適用除外）
管理物質		含有および使用を禁止、制限をするものではないが、意図的添加、含有既知の場合は情報 ³ を把握、管理するもの	

2.5 改訂

本基準書は、法規制の改定や利害関係者からの要請に応じて適宜改訂することがあります。基準書の最新版は、当社ホームページのグリーン調達活動のページ⁴でご確認ください。

² オゾン層破壊物質（表 2-1）と塩素系有機溶剤（表 2-2）として定める「納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質」は、当社製品の製造工程のみならず、当社への納入部材の製造工程においても使用が制限される物質とします。

³ 「含有および使用の有無」、「含有量（使用量）」、「含有部位」、「含有の目的」など。

⁴ <https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/quality-control/green-procurement-activities.html>

3. お取引先様へのお願い

3.1 お願い事項

(1) 製品含有化学物質管理体制構築のお願い

当社「グリーン調達指針」に基づき、お取引先様には、JAMPアーティクルマネジメント推進協議会「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿った製品含有化学物質管理体制の構築と運用をお願いいたします。必要に応じて、チェックシートによる自己確認評価依頼や実地確認をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(2) グリーン調達調査への協力をお願い

お取引先様の納入部材を対象とした含有・使用化学物質の調査（以下、グリーン調達調査とする）へのご協力をお願いいたします。調査内容は対象部材によって異なり、依頼事項や回答方法を当社より別途Eメール等にてお知らせします。主な調査種類や回答フォーマットは下記になります。なお回答フォーマットの一部は当社ホームページ⁵にも掲載しております。

①製品含有化学物質調査（納入部材に含有する化学物質に関する調査）

環境管理物質含有調査表、chemSHERPA、JAMP、IEC62474、等

②製造工程使用化学物質調査（納入部材の製造工程で使用する化学物質に関する調査）

製造工程でのオゾン層破壊物質不使用証明書、製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書、等当社からの調査依頼の有無に関わらず、納入部材の含有・使用化学物質について当社基準の順守をお願いいたします。納入品が当社基準を満たしていない場合、期日までに代替等を計画的に推進してください。材料や工程をはじめとして製造条件に変更が生じる場合は、事前に当社の関係部署による確認または承認を得ていただくようお願いいたします。

3.2 グリーン調達調査（製品含有化学物質調査）についての補足

本調査は、当社および業界で定められた複数の調査基準が存在します。納入部材における当社基準への適合性調査は通常、部材の初回納入前に予備調査として実施され、不適合であることが判明した部材については原則として、当社からの購買発注はありません。納入決定後の部材に対しても、必要に応じて、業界基準に準じた追加調査を実施します。なお、顧客要請等に基づき、他の業界基準での調査を実施させていただく場合がありますので、ご了承ください。

3.3 グリーン調達調査（製造工程使用化学物質調査）についての補足

本調査は、お取引先様が当社に納入される部品・材料の製造工程で使用される化学物質を対象としています。製造工程で使用が制限される化学物質は、本基準書の表2-1と表2-2で定めるオゾン層破壊物質（ODS）と塩素系有機溶剤であり、上述の回答フォーマットによって当該部材の製造工程での制限物質の不使用を宣言してください。なお、お取引先様の製造工程全てに対して包括的に不使用宣言をすることも可能です。包括的宣言がされた場合は、将来納入される部材に対しても、不使用宣言の内容が一律に適用されます。

⁵ <https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/quality-control/green-procurement-activities.html>

表1 納入部材等に含有する環境管理物質

納入部材に含有する「環境管理物質」の管理基準を国内外法規制、IEC62474、HPK自主基準により「禁止物質」「制限物質」「管理物質」の3つに分類し、以下のとおり定めます。

(1) 禁止物質 (17物質群)

No.	IEC62474 ID	物質群	規制値	関連する主な法規制等
1	00054	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: REACH 規則 日本: 化審法 (CAS No.56-35-9)
2	00044	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB類)	均質材料の 1000 ppm	EU: RoHS指令 中国: MII法 韓国: RoHS 日本 J-MOSS
3	00045	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	意図的添加または、均質材料の 1000 ppm	EU: RoHS指令 中国 MII法 韓国: RoHS 日本: J-MOSS、化審法
4	00046	ポリ塩化ビフェニール類 (PCB類) および特定代替品	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: REACH規則 米国: TSCA 日本: 化審法
5	00047	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: REACH規則 日本: 化審法
6	00048	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上)	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: POPs規則 日本: 化審法
7	00003	アスベスト類	意図的添加	EU: REACH規則 米国: TSCA 日本: 労働安全衛生法、PRTR法
8	00055	三置換有機スズ化合物	材料中のスズの 0.1 重量% (1000 ppm)	EU: REACH 規則、276/2010 日本: 化審法
9	00035	2- (2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	日本: 化審法
10	00016	フマル酸ジメチル (DMF)	材料中の 0.1 ppm	EU: REACH 規則
11	00052	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10-13)	意図的添加	EU: POPs規則、ノルウェー・特定有害化学物質の使用等に関する規制

No.	IEC62474 ID	物質群	規制値	関連する主な法規制等
12	00020	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: REACH規則、POPs規則 日本: 化審法 (CAS No.25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 4736-49-6, 65701-47-5, 138257-17-7, 138257-18-8, 138257-19-9, 169102-57-2, 678970-15-5, 678970-16-6, 678970-17-7)
13	00064	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: REACH規則 米国: TSCA 日本: 化審法 (CAS No.1163-19-5)
14	-	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	米国: TSCA 日本: 化審法 (CAS No.732-26-3)
15	-	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU: POPs規則 米国: TSCA 日本: 化審法 (CAS No.87-68-3)
16	-	パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質	意図的添加	POPs条約 EU: REACH規則 米国: TSCA
17	-	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	意図的添加	米国: TSCA (CAS No.133-49-3)

(2) 制限物質 (21物質群)

No.	IEC62474 ID	物質群	対象範囲	HPKの閾値レベル	関連する主な法規制等
1	00010 00011	カドミウム/ カドミウム化合物※表1-1	電池を除くすべて	均質材料の100 ppm	EU: REACH規則、RoHS指令、電池指令 中国: MII法 韓国: RoHS 日本: J-MOSS 米国/CA: SB-20/50
			電池	電池の10 ppm	
2	00012	六価クロム化合物※表1-1	すべて	均質材料の1000 ppm	EU: REACH規則、RoHS指令 中国: MII法 韓国: RoHS 日本: J-MOSS 米国/CA: SB-20/50
3	00021 00022 00023 00024 00025	鉛/鉛化合物※表1-1	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の1000 ppm	EU: REACH規則、RoHS指令、電池指令 中国: MII法 韓国: RoHS 日本: J-MOSS 米国: 家庭用安全性向上法 米国/CA: SB-20/50、プロポジション65
			熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆の300 ppm	
			電池	電池の40 ppm	

No.	IEC62474 ID	物質群	対象範囲	HPKの閾値レベル	関連する主な法規制等
4	00029 00030 00132	水銀／水銀化合物※表1-1	電池を除くすべて	均質材料の1000 ppm	EU：REACH規則、RoHS指令、電池指令 中国：MII法 韓国：RoHS 日本：J-MOSS 米国/CA：SB-20/50、他州法
			電池	電池の1 ppm	
5	—	ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVC混合物	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	意図的使用	IEEE1680、JS709
6	00004	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	織物と皮革	仕上がり織物／皮革製品の30 ppm	EU：REACH規則
7	00032	オゾン層破壊物質	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、EU：EC No. 2037/2000、EC 1005/2009 米国：大気浄化法
			製造工程での使用	表2-1、表3 (7) 参照	
8	00019	ホルムアルデヒド	織物	織物製品の75 ppm	EU：オーストリアホルムアルデヒド規制、リトアニア衛生基準 米国/CA：CARB 規則、111-199/TSCA601項、連邦法、 日本：建築基準法
			複合木材製品または部品	意図的添加	
9	00124 00125	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)	すべて	意図的添加または材料中の1000 ppm	EU：REACH規則、552/2009 加国：環境保護法SOR/2008-178 日本：化審法
10	00018	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	すべて	意図的添加	EU：842/2006、他
11	00013	塩化コバルト	すべて	製品の1000 ppm	EU：REACH規則 (SVHC)
12	—	塩素系有機溶剤	すべて	意図的添加	EU：REACH規則 日本：労働安全衛生法、水質汚濁防止法
			製造工程での使用	表2-2、表3 (12) 参照	
13	00014	ジブチルスズ化合物 (DBT)	すべて	材料中のスズの0.1重量% (1000 ppm)	EU：REACH 規則、276/2010
14	00015	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 (b) 育児用品 (c) 2液性室温硬化モールドイングキット	材料中のスズの0.1重量% (1000 ppm)	EU：REACH 規則、276/2010

No.	IEC62474 ID	物質群	対象範囲	HPKの閾値レベル	関連する主な法規制等
15	-	多環芳香族炭化水素 (PAH)	皮膚または口腔内に直接、長時間または、短時間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	材料中の1 ppm	EU : REACH規則 (CAS No.50-32-8, 192-97-2, 56-55-3, 218-01-9, 205-99-2, 205-82-3, 207-08-9, 53-70-3)
16	00038 00039 00040 00041	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ジブチル (DBP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	すべて	均質材料の1000 ppm	EU : RoHS指令、REACH規則 (CAS No.117-81-7, 84-74-2, 85-68-7, 84-69-5)
17	00096 00103 00104 00160 00161	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、若しくはその異性体又はこれらの塩	すべて	部品・材料中の25 ppb (その塩を含むPFOAとして)、または1 ppm (PFOA関連物質の合計として)	EU : REACH規則 (CAS No.335-67-1,3825-26-1, 335-95-5,2395-00-8, 335-93-3,335-66-0, 376-27-2,3108-24-5, 678-39-7)
18	00174	リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))	すべて	意図的添加	米国 : TSCA (CAS No.68937-41-7)
19	00182 00183	C9~C14のパーフルオロカルボン酸 (PFCA) とその塩及びその関連物質	すべて	部品・材料中の25 ppb (その塩を含むC9-C14のPFCAとして)、または260 ppb (C9-C14のPFCA関連物質の合計として)	EU : REACH規則
20	00147	デクロランプラス	すべて	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU : POPs規則 日本 : 化審法
21	00130	UV-328	すべて	製造・輸入・使用禁止、許可制 (化審法)	EU : POPs規則 日本 : 化審法

※表1-1 包装材料 (段ボール、塗料、インキ、テープ、結束バンド、緩衝材、袋、木枠、ラベル、ラップ、シート、トレイ、スティック等) に含有するものについては、個々の包装材料において4物質の総質量が100 ppmを超えないこととする (欧州「包装材および包装材廃棄物についての理事会指令」94/62/EC)。

(3) 管理物質 (11物質群)

No.	IEC62474 ID	物質群	対象範囲	HPKの閾値レベル	関連する主な法規制等
1	00031	ニッケル	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	EU : REACH 規則
2	00008 00009	臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で 1000 ppm	JS709、IPC-4101およびIEC61249-2-21
			積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で 900 ppm	
3	00049	放射性物質	すべて	意図的添加	EU : 96/29/Euratom 日本 : 核物質原料、核燃料物質および原子炉の規制 (1986年) 米国 : NRC
4	00005	酸化ベリリウム	すべて	製品の 1000 ppm	DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERAガイダンス (CAS No. 1304-56-9)
5	00033	過塩素酸塩	すべて	製品の 0.006 ppm	米国CA : DTSC規則設定
6	00062 00063	塩素系難燃剤	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で 1000 ppm	JS709、IPC-4101およびIEC61249-2-21
			積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で 900 ppm	
7	00037	フタル酸エステル類 (DINP,DIDP,DNOP)	子供の口に入る玩具又は育児用品	可塑化材の 1000 ppm	EU : REACH 規則 米国 : 家庭用品安全性向上法 (CAS No.) DINP(28553-12-0, 68515-48-0) DIDP(26761-40-0, 68515-49-1) DNOP(117-84-0)
8	00090	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	すべて	意図的添加	米国/CA : プロポジション65 (CAS No.68515-49-1, 26761-40-0)
9	00091	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	すべて	意図的添加	米国/CA : プロポジション65 (CAS No.84-75-3)
10	00107	フタル酸ジイソノニル (DINP)	すべて	意図的添加	米国/CA : プロポジション65
11	-	EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC) 群 ^{※表1-2}	すべて	製品の 1000 ppm	EU : REACH規則

※表1-2 今後追加されるSVHCはすべて管理対象とします。都度の追記はしません。

※表1-3 アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP) が規定するchemSHERPA管理対象物質のリスト (参照 : <https://chemsherpa.net/tool#declarable>) 本運用基準で規定の禁止物質、制限物質を除きます。

表2-1 納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質

【オゾン層破壊物質（ODS）】

No	物質名	CAS No.	管理水準	使用禁止時期
1	トリクロロフルオロメタン	75-69-4	レベル1	即時禁止 (2006年10月1日から)
2	CFC12	75-71-8		
3	CFC-13	75-72-9		
4	CFC-111	354-56-3		
5	CFC-112	76-12-0		
6	CFC-113	354-58-5		
7	1,1,2トリクロロ-1,2,2トリフルオロエタン	76-13-1		
8	CFC-114	76-14-2		
9	CFC-115	76-15-3		
10	CFC-211	422-78-6 135401-87-5		
11	CFC-212	3182-26-1		
12	CFC-213	2354-06-5 134237-31-3		
13	CFC-214	29255-31-0 2268-46-4		
14	1,1,1,3-テトラクロロテトラフルオロプロパン	1599-41-3 4259-43-2 76-17-5		
15	CFC-215	661-97-2		
16	CFC-216	422-86-6		
17	ハロン-1211	353-59-3		
18	ハロン-1301	75-63-8		
19	ハロン-2402	124-73-2		
20	四塩化炭素	56-23-5		
21	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6		
22	臭化メチル	74-83-9		
23	ジブロモフルオロメタン	1868-53-7		
24	ブロモジフルオロメタン	1511-62-2		
25	ブロモフルオロメタン	373-52-4		
26	テトラブロモフルオロエタン	306-80-9		
27	トリブロモジフルオロエタン	-		
28	ジブロモトリフルオロエタン	354-04-1		
29	ブロモテトラフルオロエタン	124-72-1		
30	トリブロモフルオロエタン	-		
31	ジブロモジフルオロエタン	75-82-1		
32	ブロモトリフルオロエタン	421-06-7		
33	ジブロモフルオロエタン	358-97-4		
34	ブロモジフルオロエタン	420-47-3		
35	ブロモフルオロエタン	762-49-2		
36	ヘキサブロモフルオロプロパン	-		
37	ペンタブロモジフルオロプロパン	-		
38	テトラブロモトリフルオロプロパン	-		
39	トリブロモテトラフルオロプロパン	-		
40	ジブロモペンタフルオロプロパン	431-78-7		
41	ブロモヘキサフルオロプロパン	2252-78-0		
42	ペンタブロモフルオロプロパン	-		
43	テトラブロモジフルオロプロパン	-		
44	トリブロモトリフルオロプロパン	-		
45	ジブロモテトラフルオロプロパン	-		
46	ブロモペンタフルオロプロパン	460-88-8		
47	テトラブロモフルオロプロパン	-		
48	トリブロモジフルオロプロパン	70192-80-2		
49	ジブロモトリフルオロプロパン	431-21-0		
50	ブロモテトラフルオロプロパン	679-84-5		
51	トリブロモフルオロプロパン	75372-14-4		
52	ジブロモジフルオロプロパン	460-25-3		
53	ブロモトリフルオロプロパン	421-46-5		
54	ジブロモフルオロプロパン	51584-26-0		
55	ブロモジフルオロプロパン	-		
56	ブロモフルオロプロパン	1871-72-3		
57	ブロモクロロメタン	74-97-5		

No	物質名	CAS No.	管理水準	使用禁止時期
57	HCFC-21	75-43-4	レベル1 ^{※表2-1-1}	即時禁止 (2006年10月1日から)
58	HCFC-22	75-45-6		
59	HCFC-31	593-70-4		
60	HCFC-121	134237-32-4		
	HCFC-121a	354-11-0		
61	1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン	354-14-3		
	HCFC-122	41834-16-6		
62	1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン	354-21-2		
	HCFC-123	34077-87-7		
63	ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン	90454-18-5		
	1,1-ジクロロ-2,2,2-トリフルオロエタン	306-83-2		
	HCFC-123a	354-23-4		
	HCFC-123b	812-04-4		
64	HCFC-124	63938-10-3		
	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	2837-89-0		
65	HCFC-124a	354-25-6		
	HCFC-131	27154-33-2		
66	1-フルロ-1,2,2-トリクロロエタン	(134237-34-6)		
	HCFC-131b	359-28-4, 811-95-0		
67	HCFC-151	1615-75-4		
68	HCFC-132	25915-78-0		
	HCFC-132b	1649-08-7		
	HCFC-132c	1842-05-3		
	1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン	471-43-2		
69	1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン	431-06-1		
	HCFC-133	1330-45-6		
70	1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン	1330-45-6		
	HCFC-133a	75-88-7		
71	HCFC-141	1717-00-6(25167-88-8)		
	HCFC-141b	1717-00-6		
	1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン	430-57-9		
72	HCFC-142	25497-29-4		
	HCFC-142b	75-68-3		
	HCFC-142a	25497-29-4		
73	HCFC-221	134237-35-7		
74	HCFC-222	134237-36-8		
75	HCFC-223	134237-37-9		
76	HCFC-224	134237-38-0		
77	HCFC-225	127564-92-5(2713-09-9)		
	HCFC-225aa	128903-21-9		
78	HCFC-225ba, HCFC-225bb	422-48-0, 422-44-6		
	HCFC-225ca, HCFC-225cb	422-56-0, 507-55-1		
	HCFC-225cc, HCFC-225da	13474-88-9, 431-86-7		
	HCFC-225ea, HCFC-225eb	136013-79-1		
		111512-56-2		
79	HCFC-226	134308-72-8		
80	HCFC-231	134190-48-0		
81	HCFC-232	134237-39-1		
82	HCFC-233	134237-40-4		
	1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン	7125-83-9		
83	HCFC-234	127564-83-4		
84	HCFC-235	134237-41-5		
	1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン	460-92-4		
85	HCFC-241	134190-49-1		
86	HCFC-242	134237-42-6		
87	HCFC-243	134237-43-7		
	1,1-ジクロロ1,2,2-トリフルオロプロパン	7125-99-7		
	2,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン	338-75-0		
88	3,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン	460-69-5		
	HCFC-244	134190-50-4		
89	3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	679-85-6		
90	HCFC-251	134190-51-5		
	1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン	818-99-5		
91	HCFC-252	134190-52-6		
92	HCFC-253	134237-44-8		
	HCFC-253fb	460-35-5		
93	HCFC-261	134237-45-9		
	1,1-ジクロロ1-フルオロプロパン	7799-56-6		
94	HCFC-262	134190-53-7		
	2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン	102738-79-4		
95	HCFC-271	134190-54-8		
	2-クロロ-2-フルオロプロパン	420-44-0		

※表2-1-1 管理水準「レベル1」の使用特例：当該事業部の関係者が期限を定めて使用を認めた製造工程で使用するもの

表2-2 納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質

【塩素系有機溶剤】

No.	物質名	CAS No.	管理水準	使用禁止時期
1	ジクロロメタン	75-09-2	レベル1※表2-2-1	即時禁止 (2006年10月1日から)
2	トリクロロエチレン	79-01-6		
3	テトラクロロエチレン	127-18-4		
4	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	レベル3	-
5	1,2-ジクロロエタン	107-06-2		
6	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4		
7	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2		
8	クロロホルム	67-66-3		

※表2-2-1 管理水準「レベル1」の使用特例：当該事業部の関係者が、期限を定めて使用を認めた製造工程で使用するもの

表3 制限物質の管理水準

(1) カドミウム/カドミウム化合物

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> レベル3以外の全ての用途 [用途・使用例] 包装材（スティック、トレイ、ポリ袋、シート、緩衝材等） プラスチック材料に含有する安定剤、顔料、染料 （電線・コード・ケーブル等の絶縁被覆、樹脂材、電子部品の外装フィルム、ラベル等） 塗料、インキ 表面処理（メッキ、コーティング等） 蛍光管（小型蛍光管、直管蛍光管） 	即時禁止
	<ul style="list-style-type: none"> 亜鉛を含む金属（黄銅、亜鉛ダイカストなど）からなる部品・材料 	即時禁止 (2005年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> RoHS指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表3-1 	-
	<ul style="list-style-type: none"> HPKが含有を認めるもの 現時点において代替技術や代替製品のないもの 弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「カドミウムおよびその化合物」の含有を明記してあるもの等 	

※表3-1 今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

(2) 六価クロム化合物

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> レベル3以外の全ての用途 [用途・使用例] 包装材（スティック、トレイ、ポリ袋、シート、緩衝材等） 	即時禁止
	<ul style="list-style-type: none"> 亜鉛メッキ鋼板等、ネジ・ボルト等の防錆処理、塗料、インキ、顔料等 	即時禁止 (2005年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> RoHS指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表3-1 	-
	<ul style="list-style-type: none"> HPKが含有を認めるもの 現時点において代替技術や代替製品のないもの 弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「六価クロム化合物」の含有を明記してあるもの等 	

※表3-1 今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

(3) 鉛／鉛化合物

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> レベル3以外の全ての用途 [用途・使用例] 包装材（スティック、トレイ、ポリ袋、シート、緩衝材等） プリント基板に用いる鉛含有の塗料、インキ、顔料等 	即時禁止
	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、鉛含有率が85wt%未満の鉛はんだ、部品・材料に含有、部品の外部電極、リード端子等のはんだ処理（電子部品/半導体素子/ヒートシンク等） 	即時禁止 (2005年10月1日から)
	<ul style="list-style-type: none"> 無電解ニッケルメッキ、無電解金メッキ時の安定剤、添加剤に使用する1000ppmを超える鉛 	即時禁止 (2007年4月1日から)
	<ul style="list-style-type: none"> 定格電圧がAC125VまたはDC250V未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛 	即時禁止 (2012年7月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> RoHS指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表3-1 	-
	<ul style="list-style-type: none"> HPKが含有を認めるもの 現時点において代替技術や代替製品のないもの 弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「鉛およびその化合物」の含有を明記してあるもの等 	

※表3-1 今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

(4) 水銀/水銀化合物

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> レベル3以外の全ての用途 [用途・使用例] <ul style="list-style-type: none"> 包装材（スティック、トレイ、ポリ袋、シート、緩衝材等） 塗料、インキ、顔料 水銀電池、水銀時計 水銀を含有するリレー、スイッチ、センサー プラスチックへの調剤 	即時禁止
	<ul style="list-style-type: none"> 含有量が5mg/本を超える小型蛍光管 含有量が10mg/本を超える直管蛍光管 (EU向け製品は、RoHS指令付属書の規定による) 酸化銀電池、アルカリ・マンガンボタン電池 	即時禁止 (2005年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> RoHS指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表3-1 	-
	<ul style="list-style-type: none"> HPKが含有を認めるもの <ul style="list-style-type: none"> 現時点において代替技術や代替製品のないもの 弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「水銀およびその化合物」の含有を明記してあるもの等 	

※表3-1 今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

(5) ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVC混合物

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 結束バンド（ポリ塩化ビニル製） 	即時禁止 (2005年10月1日から)
	<ul style="list-style-type: none"> 熱収縮チューブ 	即時禁止 (2013年1月22日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> 安全性、耐候性などの諸性能が要求され、代替技術、代替品のないもの (高電圧用ビニル電線、複合ケーブル、内部配線用ケーブル、絶縁テープ、電源コード、絶縁板など) 塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤（バインダ） 	-
	<ul style="list-style-type: none"> HPKが使用を認めている包装材 	

(6) 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1 (表4参照)	<ul style="list-style-type: none"> アゾ化合物がドイツ日用品規則の試験法等に基づいて分解し、表4のアミン（1以上のアゾ基の分解により生成するもの）が発生する可能性があるもので、人体に持続的に接触する恐れのある部位の被覆材等の染料・顔料として使用されるもの (ベルト、ストラップ、ヘッドホン等) 	即時禁止 (2005年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> レベル1において、人体に持続的に触れない部位に使用されるもの (光電子増倍管用ベース・ソケット、マウス、リモコン等) 塗料、インキ、防腐剤、カビ防止剤などレベル1以外の全ての用途 (電子部品のマーキング用インキ等) 	—

(7) オゾン層破壊物質

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1 (表 2-1参照)	<ul style="list-style-type: none"> 表2-1の「制限物質 レベル1」の物質で、レベル3以外の用途、部品自体への含有およびその部品の製造工程で使用する洗浄剤、離型剤 等 	即時禁止 (2006年4月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> 空調などの冷媒、消火用途 HCFC (表2-1 No.57-96) の使用の特例 HPKが期限を定めて使用を認めた製造工程で使用する洗浄剤 	—

(8) ホルムアルデヒド

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・室内で使用する製品のなかで、合板等を用いた製品、および接着剤、塗料、樹脂などを含む用途において、建築基準法施行令（第20条の7）で規定される基準値（空気1 m³につき、概ね0.1 mg）を超える放散の恐れがあるもの ・室内で使用する製品に用いる合板等で、ホルムアルデヒド発散建築材料の区分が表示記号F☆（第1種）のもの 	即時禁止
	<ul style="list-style-type: none"> ・室内で使用する製品に用いる合板等で、ホルムアルデヒド発散建築材料の区分が表示記号F☆☆☆以下の等級（第2種～第3種）のもの 	即時禁止 (2005年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル1以外の全ての用途 	—

(9) パーフルオロオクタン sulfon 酸およびその塩 (PFOS)

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法施行令 第一種特定化学物質を含んだ輸入禁止製品に指定されるもの 例) 金属の加工に使用するエッチング剤 半導体の製造に使用するエッチング剤 メッキ用の表面処理剤又はその調整添加剤 半導体の製造に使用する反射防止剤、他 	即時禁止 (2010年4月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> ・化審法施行令 第一種特定化学物質の例外用途（エッセンシャルユース）に指定されるもの 	—

(10) フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・HPK製品および製品を構成する仕入れ部材への含有 	即時禁止 (2010年4月1日から)
レベル3 (適用除外)	<ul style="list-style-type: none"> ・HPKが使用と含有を認めるもの 	—

(11) 塩化コバルト

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	・ HPK製品を納入する際に使用する包装材 例) シリカゲルインジケータ―として使用する乾燥剤、他	即時禁止 (2010年4月1日から)
レベル3 (適用除外)	・ レベル1以外の全ての用途	-

(12) 塩素系有機溶剤

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1 (表2-2参照)	・ 表2-2の「制限物質 レベル1」の物質で、部品自体への含有 およびその部品の製造工程で使用する洗浄剤、溶剤 等	即時禁止 (2006年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	・ 表2-2の「制限物質 レベル3」の物質で、部品自体への含有 およびその部品の製造工程で使用する洗浄剤、溶剤 等	-

(13) ジブチルスズ化合物 (DBT)

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	・ プラスチックへの添加剤等全ての用途 (下記のレベル3を除く)	即時禁止 (2011年10月1日から)
	・ 一液型および二液型室温硬化型 (RTV-1およびRTV-2) シーラント ・ 一液型および二液型室温硬化型 (RTV-1およびRTV-2) 接着剤 ・ 塗料およびコーティング剤の触媒 ・ 屋外用途を意図した布地をコーティングするPVCの安定剤 ・ 軟質PVCそれ自体か、もしくは、硬質PVCと同時押出成形された軟質PVC異型材への添加剤	即時禁止 (2014年7月1日から)
レベル3 (適用除外)	・ 部品・デバイスに用いられ、再使用される包装部品・材料への添加剤 ・ デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料 (トレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープなど) への添加剤	-

(14) ジオクチルスズ化合物 (DOT)

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	・繊維、布材料への添加剤	即時禁止 (2011年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	・レベル1以外の全ての用途	-

(15) 多環芳香族炭化水素 (PAH)

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	・皮膚または口腔内に直接、長時間または、短時間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	即時禁止 (2015年7月1日から)
レベル3 (適用除外)	・レベル1以外の全ての用途	-

(16) フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) 、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	・レベル3以外の全ての用途 [用途・使用例] ・ゴム、エラストマー、樹脂 (特にポリ塩化ビニル) 用可塑剤 等	即時禁止 (2018年1月22日から)
レベル3 (適用除外)	・RoHS指令 (付属書III、IV) によって規定される項目に該当するもの ※表3-1 ・HPKが含有を認めるもの ・現時点において代替技術や代替製品のないもの ・弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) 、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル」の含有を明記してあるもの等	-

※表3-1 今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

(17) PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩

管理水準	対 象	禁止時期
レベル1	・レベル3以外の全ての用途	即時禁止 (2020年1月1日から)
レベル3 (適用除外)	・半導体のためのフォトリソグラフィーまたはエッチングプロセス ・フィルムに施される写真用コーティング	-

(18) リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))

管理水準	対象	禁止時期
レベル1	・レベル3以外の全ての用途	即時禁止 (2021年12月1日から)
レベル3 (適用除外)	・潤滑剤およびグリース	—

(19) C9～C14のパーフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及びその関連物質

管理水準	対象	禁止時期
レベル1	・レベル3以外の全ての用途	即時禁止 (2020年10月1日から)
レベル3 (適用除外)	・半導体製造におけるフォトリソグラフィまたはエッチプロセス ・フィルムに塗布される写真用コーティング ・侵襲性および移植可能な医療機器	—

(20) デクロランプラス

管理水準	対象	禁止時期
レベル2	・全ての用途	即時禁止 (2025年2月26日から)
レベル3 (適用除外)	・なし	—

(21) UV-328

管理水準	対象	禁止時期
レベル2	・全ての用途	即時禁止 (2025年2月26日から)
レベル3 (適用除外)	・なし	—

表4 特定アミン（1以上のアゾ基の分解により生成するもの）

〔表3（6）「レベル1」で規定の「アゾ染料・顔料」において、アゾ染料および顔料の還元分解により、発生してはならない特定アミンの一覧〕

物質名（英語名）	化学式	CAS No.
4-アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene	C ₁₂ H ₁₁ N ₃ 60-09-3
o-アニシジン	o-anisidine	C ₇ H ₉ NO 90-04-0
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	C ₁₀ H ₉ N 91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	C ₁₂ H ₁₀ Cl ₂ N ₂ 91-94-1
4-アミノビフェニル	Biphenyl-4-ylamine	C ₁₂ H ₁₁ N 92-67-1
ベンジジン	Benzidine	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ 92-87-5
o-トルイジン	o-toluidine	C ₇ H ₉ N 95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	C ₇ H ₈ ClN 95-69-2
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂ 95-80-7
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	C ₁₄ H ₁₅ N ₃ 97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂ 99-55-8
4,4'-メチレン-ビス (2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂ 101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	C ₁₃ H ₁₄ N ₂ 101-77-9
4,4'-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O 101-80-4
p-クロロアニリン	p-chloroaniline	C ₆ H ₆ ClN 106-47-8
3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂ 119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ 119-93-7
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	C ₈ H ₁₁ NO 120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	C ₉ H ₁₃ N 137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスル フィド	4,4'-thiodianiline	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S 139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	C ₇ H ₁₀ N ₂ O 615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジ フェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	C ₁₅ H ₁₈ N ₂ 838-88-0

浜松ホトニクス株式会社

(作成：品質統括部)

【お問い合わせ先】

浜松ホトニクス株式会社 CiP事務局

〒434-8601 静岡県浜松市浜名区平口5000

e-mail : green-p@hq.hpk.co.jp

Tel : 053-584-0268 Fax : 053-584-0276

改 訂 履 歴

改 訂 内 容

1 版 2004/07/12

1 版発行

第2版 2005/07/13

Ⅲ. 「環境管理物質」管理基準（本文）

制限物質 レベル2の対象（用途）や納入禁止時期を変更

- ・ 「カドミウムおよびその化合物」、「六価クロム化合物」、「鉛およびその化合物」、「水銀およびその化合物」、「トリブチルスズ（TBT）類、トリフェニルスズ（TPT）類」、「短鎖型塩化パラフィン」、「アゾ染料・顔料」、「ホルムアルデヒド」のレベル 2 の納入禁止時期を「2005 年 7 月 1 日から」から「2005 年 10 月 1 日から」に変更した。
- ・ 「ポリ塩化ビニル（PVC）」レベル 2 の対象（用途）を(a)「結束バンド（ポリ塩化ビニル製）」、(b)「レベル 3 を除いた塩ビ樹脂などの全ての用途」に追加、変更し、納入禁止時期を「2005 年 7 月 1 日から」から、それぞれ、(a)「2005 年 10 月 1 日から」、(b)「2007 年 10 月 1 日から」に追加、修正した。
- ・ 「カドミウムおよびその化合物」、「アゾ染料・顔料」レベル 2 の対象（用途）の記載を修正した。
- ・ 「オゾン層破壊物質」レベル 2 の納入禁止時期を「2005 年 7 月 1 日から」から「2006 年 4 月 1 日から」に変更した。

制限物質 レベル3の対象（用途）の事例を追加

- ・ 「カドミウムおよびその化合物」、「六価クロム化合物」、「鉛およびその化合物」、「水銀およびその化合物」のレベル 3 について、RoHS 指令に関するものと当社に関するものの事例を追加した。
- ・ 「ポリ塩化ビニル（PVC）」、「アゾ染料・顔料」レベル 3 の対象（用途）の事例を追加した。

「塩素系有機溶剤」の取り扱いを変更

- ・ 「塩素系有機溶剤」を納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質に変更し、対象とする化学物質を第 1 版の 10 物質から、1,1,1,2-テトラクロロエタン、1,1,2,2-テトラクロロエタンを除いた 8 物質とした。また、1,2-ジクロロエチレンをシス-1,2-ジクロロエチレンに変更した。
- ・ 「ジクロロメタン」、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」をレベル 2 とし、使用禁止時期を「2006 年 10 月 1 日から」とした。その他の 6 物質についてはレベル 3 とし、積極的に使用量の削減をお願いすることとした。
- ・ 「製造工程での塩素系有機溶剤の使用有無調査書」を「製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書」とし、関連する記載を修正した。

「許容値」の定義を追記

- ・ 「許容値」の算出方法で扱う「均質材料」について記載した。

その他 第1版の誤記を修正

第3版 Ⅲ. 「環境管理物質」管理基準（本文）

6.2 「制限物質」

- ・ 許容値（2）項

「ただし、EU/RoHS指令の定義が明確に定められた場合は、その定義により算出した値とします。」の箇

改訂内容

所を削除

IV. お取引先様へのお願い

- ・ 「なお、お取引先様におかれましては、本「化学物質管理基準」を順守し、期日までに代替化などの計画を進めていただきますようお願いいたします〔材料や工程など製造条件に変更が生じる場合は、事前に弊社の当該事業部に確認（代替品のご提案などの承認）を得ていただきますようお願いいたします〕。」を追記
- ・ 「製造工程でのオゾン層破壊物質（ODS）不使用証明書」付帯用紙－対象部品一覧表
- ・ 「使用の有無」欄の「制限物質 レベル2」を「制限物質 レベル3」に変更

表2-1（納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質）

- ・ オゾン層破壊物質（ODS）制限物質 レベル2のHCFC（表2-1 No.57-96）を制限物質 レベル1に変更

表3「制限物質-レベル2」の「管理水準」「対象（用途）」「納入禁止時期」

- ・ 表3（制限物質の管理水準）の「管理水準-レベル2」において、「納入禁止時期：2005年10月1日から」と規定の（1）カドミウムおよびその化合物、（2）六価クロム化合物、（3）鉛およびその化合物、（4）水銀およびその化合物、（5）トリブチルスズ（TBT）類、トリフェニルスズ（TPT）類、（6）ポリ塩化ビニル、（7）短鎖型塩化パラフィン、（8）アゾ染料・顔料、（10）ホルムアルデヒドの「対象（用途）」を「管理水準-レベル1（即時禁止）」へ移動。
- ・ （6）ポリ塩化ビニル（PVC）の「管理水準-レベル2-対象（用途）」欄、および「管理水準-レベル3-対象（用途）」欄に記載の「電源コード」の記載を変更
- ・ （9）オゾン層破壊物質の「管理水準-レベル2」において、「納入禁止時期：2006年4月1日から」と規定の「HCFC（表2-1 No.57-96）」を「管理水準-レベル1（即時禁止）」に変更。「管理水準-レベル1-対象（用途）」欄の記載を変更。「管理水準-レベル3-対象（用途）」に「HCFC（表2-1 No.57-96）」の使用の特例を追記。欄外の「*注」を削除

第4版 2007/10/01

III. 「環境管理物質」管理基準（本文）

- ・ 環境管理物質を32から25物質群（JIG*：24物質群＋ホルムアルデヒド）に変更
- ・ 禁止物質を8→7物質群に、制限物質を10→9物質群に、管理物質を10→9物質群に変更

【削除した物質群】

- ・ マイレックス
- ・ 特定の芳香族アミン類
- ・ マグネシウム
- ・ 銅およびその化合物
- ・ 金およびその化合物
- ・ パラジウムおよびその化合物
- ・ 銀およびその化合物

【変更した物質群】

- ・ トリブチルスズ類（TBT類）、トリフェニルスズ類（TPT類）を制限物質から禁止物質へ変更
- ・ ニッケルおよびその化合物からニッケル（外部利用のみ）に内容変更

【文書中関連項目】

改 訂 内 容

- ・ 4. 「環境管理物質の管理基準」：表A（「環境管理物質」の管理項目）を追加
- ・ 6. 「制限物質」の管理水準：「表1（2）および6.2項に「許容値」を記載します」を追加
- ・ 表1（1）禁止物質：「トリブチルスズ類（TBT類）、トリフェニルスズ類（TPT類）」を制限物質から追加
- ・ （2）制限物質：許容値を追加、「ポリ塩化ビニル」の関連する主な法規制等に、「JIG-101準拠・・・」を追加
- ・ （3）管理物質：「ニッケルおよびその化合物」を「ニッケル（外部利用のみ）」に変更し欄外に注記を追加
- ・ *）ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG-101）：電機・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示のガイドライン

IV. お取引先様へのお願い

・ 3. 調査対象物質

「（1）禁止物質（7物質群）」「（2）制限物質（9物質群）」「（3）管理物質（9物質群）」に記載の物質群とします。なお、これらの物質群はJIGで定められた24物質群に、制限物質として「ホルムアルデヒド」を追加した25物質群となっています。」に変更

表2-2（納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質）

- ・ 「納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質の管理水準」、「使用禁止時期」、「*管理水準「レベル1」の使用特例：HPKが期限を定めて使用を認めた製造工程で使用するもの」を追加

表3（「制限物質」の「管理水準」「対象（用途）」「納入禁止時期」）

- ・ 「管理水準-レベル1」において、過去の納入禁止時期を記載
- ・ 「トリブチルスズ類（TBT類）、トリフェニルスズ類（TPT類）」を削除
- ・ 「（3）鉛およびその化合物」の「管理水準-レベル1」に、「無電解ニッケルメッキ、無電解金メッキ時の安定剤、添加剤に使用する1000ppmを超える鉛」を、「管理水準-レベル3」に「無電解ニッケルメッキ、無電解金メッキ時の安定剤、添加剤に使用する1000ppm以下の鉛」を追加
- ・ 「（6）ポリ塩化ビニル」の「管理水準-レベル2」において、「納入禁止時期：2009年4月1日から」に変更

第5版 2008/10/01

III. 「環境管理物質」管理基準（本文）

- ・ 環境管理物質を25から27物質群（JIG*：24物質群+HPK指定物質群）に変更
- ・ 禁止物質を7→8物質群に、制限物質を9→10物質群に変更。管理物質は変更なし

【追加した物質群】

禁止物質

- ・ 特定ベンゾトリアゾール

制限物質

- ・ パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩（PFOS）

物質群の名称、許容値、他を「JIG-101A」記載内容に変更

【文書中関連項目】

改 訂 内 容

- ・ 4. 「環境管理物質の管理基準」：表A（「環境管理物質」の管理項目）を変更
- ・ 表1（1）禁止物質：「特定ベンゾトリアゾール」を追加、物質群の名称を「JIG-101A」記載内容に変更
- ・ （2）制限物質：「パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩（PFOS）」を追加、物質群の名称、許容値を「JIG-101A」記載内容に変更
- ・ （3）管理物質：物質群の名称を「JIG-101A」記載内容に変更／追加
「ニッケル（外部利用のみ）」を「ニッケル（特定用途のみ）」に変更し欄外に注記を追加
- ・ 表3（「制限物質」の管理水準）：（10）パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩（PFOS）を追加、物質群の名称を「JIG-101A」記載内容に変更
- ・ 表4〔特定アミン〕：物質群の名称を「JIG-101A」記載内容に変更
- ・ *）ジョイントインダストリーガイドライン（JIG-101A）：電機・電子機器製品に関する含有化学物質情報開示のガイドライン

IV. お取引先様へのお願い

・ 3. 調査対象物質

「（1）禁止物質（8物質群）」「（2）制限物質（10物質群）」「（3）管理物質（9物質群）」に記載の物質群とします。なお、これらの物質群はJIGで定められた24物質群に、禁止物質として「特定ベンゾトリアゾール」、制限物質として「ホルムアルデヒド」、「パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩（PFOS）」を追加した27物質群となっています。

VI. 納入部材への含有化学物質の調査について

- ・ 様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準（第 5 版）」に変更

表3（「制限物質」の管理水準）

- ・ （5）ポリ塩化ビニル（PVC）において、レベル2の納入禁止時期を「2010年4月1日から」に変更

第 6 版 2010/04/01

III. 「環境管理物質」管理基準（本文）

- ・ 「3. 用語の定義」：（3）制限物質の文言変更、（7）閾値レベル、（8）均質材料、（9）意図的添加を追加
- ・ 第 5 版「4. 「環境管理物質」の管理基準」～「7. 「管理物質」の管理水準」、表 A～C の内容を全面改定
- ・ 第 6 版「4. 管理水準」を新設、表 A を内容変更して新設
- ・ 環境管理物質を 27 から 37 物質群（JIG※：32 物質群 + HPK 指定：5 物質群）に変更
- ・ 禁止物質を 8→10 物質群に、制限物質を 10→13 物質群に変更。管理物質を 9→14 物質群に変更
- ・ 物質群の名称や内容、規制値、閾値レベル他を「JIG-101 Ed 2.0※」記載内容に変更

【変更した物質群】

禁止物質

- ・ ポリ塩化ビフェニル類およびポリ塩化ターフェニル類を二つの物質群に分割
- ・ フマル酸ジメチル（DMF）を追加

制限物質

改 訂 内 容

- ・フッ素系温室効果ガス（PFC、SF₆、HFC）、塩化コバルト、塩素系有機溶剤を追加管理物質
- ・酸化ベリリウム、五酸化ニヒ素、三酸化ニヒ素、デカ-BDE、ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）、リン酸トリス、フタル酸エステル（DEHP、DBP、BBP）、フタル酸エステル（DINP、DIDP、DNOP）、過塩素酸塩、EU REACH規則認可対象候補物質（SVHC）群、JAMP管理対象物質Ver.（最新版）を追加
- ・アンチモン／アンチモン化合物、ビスマス／ビスマス化合物、セレン／セレン化合物を削除

【文書中関連項目】

- ・表1（1）禁止物質、（2）制限物質、（3）管理物質、表3（「制限物質」の管理水準）

IV. お取引先様へのお願い

- ・「3. 調査対象物質」を「（2）・・・【変更した物質群】」の内容に沿って変更

V. 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い

- ・（注）の「許容値」を「HPKの閾値レベル」に変更

VI. 納入部材への含有化学物質の調査について

- ・（注）の「許容値」を「HPKの閾値レベル」に変更

- ・様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準（第 6 版）」に変更

表1（納入部材等に含有する環境管理物質）

- ・「（1）禁止物質、（2）制限物質、（3）管理物質」を「（2）・・・【変更した物質群】」の内容に沿って変更
- ・「（2）制限物質」の「許容値」を「HPKの閾値レベル」に変更
- ・「（3）管理物質」に「HPKの閾値レベル」、「関連する主な法規制等」、表下に付記を追加

表2-1（社内および仕入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質）【オゾン層破壊物質（ODS）】

表2-2（社内および仕入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質）【塩素系有機溶剤】

- ・表の項目、物質名を「JIG-101 Ed 2.0※」記載内容沿って変更、物質名（英文）、化学式を削除、CAS No を追加
- ・管理水準によって順番を変更

表3（「制限物質」の管理水準）

- ・（5）ポリ塩化ビニル（PVC）において、レベル 2 の納入禁止時期を「2011 年 4 月 1 日から」に変更
- ・（10）パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩（PFOS）において、対象の内容を変更
- ・（11）フッ素系温室効果ガス（PFC, SF₆, HFC）を追加
- ・（12）塩化コバルトを追加
- ・（13）塩素系有機溶剤を追加

※ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）：JIG-101 Ed 2.0

第7版 2011/10/01

I. はじめに

- ・内容変更

改 訂 内 容

- ・ 改正 RoHS 指令の概要説明を追加

III. 「環境管理物質」管理基準（本文）

- ・ 環境管理物質の内容（物質群の名称、規制値、閾値レベル、主な関連する法規制）を、「JIG-101 Ed 4.0 ※」記載内容に準拠して変更
- ・ 禁止物質：10 物質群、制限物質：13→15 物質群、管理物質：14→8 物質群に変更

【変更した物質群】

禁止物質

- ・ 「一部のトリブチルスズ（TBT）およびトリフェニルスズ（TPT）化合物」を「三置換有機スズ化合物」に変更
- ・ 「フェノール、2-（2H-ベンゾトリアゾール-2-yl）-4,6-ビス（1,1-ジメチルエチル）」を「2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」に変更

制限物質

- ・ ジブチルスズ化合物（DBT）、ジオクチルスズ化合物（DOT）を追加

管理物質

- ・ 五酸化二ヒ素、三酸化二ヒ素、ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）、リン酸トリス、フタル酸エステル（DEHP、DBP、BBP）、を削除し、EU REACH規則認可対象候補物質（SVHC）群として追加
- ・ デカ-BDEを削除

【文書中関連項目】

- ・ 表1（1）禁止物質、（2）制限物質、（3）管理物質、表3（「制限物質」の管理水準）

IV. お取引先様へのお願い

- ・ 「3. 調査対象物質」を「（2）・・・【変更した物質群】」の内容に沿って変更し、EU REACH 規則認可対象候補物質（SVHC）群の扱いについての記載を追加

VI. 納入部材への含有化学物質の調査について

- ・ 様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準（第 7 版）」に変更

表1（納入部材等に含有する環境管理物質）

- ・ 「（1）禁止物質、（2）制限物質、（3）管理物質」を「（2）・・・【変更した物質群】」の内容に沿って変更

表3（「制限物質」の管理水準）

- ・ 以下の物質群について、レベル 3 に「RoHS 指令（付属書 III、IV）によって既定される項目に該当するもの」、表下に付記を追加
 - （1）カドミウム／カドミウム化合物、（2）六価クロム化合物、（3）鉛／鉛化合物、（4）水銀／水銀化合物
- ・ （3）鉛／鉛化合物において、レベル 2 の対象（用途）を追加し、納入禁止時期を「2012 年 7 月 1 日から」に設定
- ・ （5）ポリ塩化ビニル（PVC）において、レベル 2 の対象（用途）を変更し、納入禁止時期を「2013 年 1 月 22 日から」に変更
- ・ （12）塩化コバルトの表上に、JGPSSI 物質群 No 他を追加

改 訂 内 容

- ・ (14) ジブチルスズ化合物 (DBT) を追加
- ・ (15) ジオクチルスズ化合物 (DOT) を追加

※ジョイント・インダストリー・ガイドライン (JIG) : JIG-101 Ed 4.0

第8版 2012/10/01

III. 「環境管理物質」管理基準 (本文)

- ・ 環境管理物質の内容 (物質群の名称、規制値、閾値レベル、主な関連する法規制) を、「JIG-101 Ed 4.1 ※」記載内容に準拠して変更

- ・ 禁止物質: 10 物質群、制限物質: 15 物質群、管理物質: 8→9 物質群に変更

【変更した物質群】

制限物質・鉛

管理物質・臭素系難燃剤 (PBBとPBDE又はHBCDD以外)

・ 塩素系難燃剤

【文書中関連項目】

表1 (3) 管理物質、表3 (「制限物質」の管理水準)

IV. お取引先様へのお願い

- ・ 「3. 調査対象物質」を「(1)・・・【変更した物質群】」の内容に沿って変更

VI. 納入部材への含有化学物質の調査について

- ・ 様式 1、様式 2、様式 3 において、「グリーン調達 納入部材の含有・使用化学物質管理基準 (第 8 版)」に変更

表1 (納入部材等に含有する環境管理物質)

- ・ 「(3) 管理物質」を「(1)・・・【変更した物質群】」の内容により変更

表3 (「制限物質」の管理水準)

- ・ (3) 鉛/鉛化合物において、「定格電圧がAC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛」を管理水準レベル1の対象 (用途) に追加し、禁止時期を「2012年7月1日から」に設定

※ジョイント・インダストリー・ガイドライン (JIG) : JIG-101 Ed 4.1

第9版 2013/02/01

III. 「環境管理物質」管理基準 (本文)

- ・ 環境管理物質の内容 (管理水準、対象 (用途)、納入禁止時期) を変更

【変更した物質群】 制限物質・ポリ塩化ビニル (PVC)

【文書中関連項目】 表3 (「制限物質」の管理水準)

V. 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い

- ・ 「1. 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」について」の本文を変更

VI. 納入部材への含有化学物質の調査について

- ・ 様式 1 の内容を変更

表3 (「制限物質」の管理水準)

- ・ (5) ポリ塩化ビニル (PVC) において「熱収縮チューブ」を管理水準レベル1の対象 (用途) に追加し、納入禁止時期を「2013年1月22日から」に設定

改 訂 内 容

第10版 2013/10/01

全体的な文書体裁（項目番号をギリシャ文字から数字へ）、ページ数を変更

1. はじめに

- ・ 内容変更

3. 「環境管理物質」管理基準（本文）

- ・ お問合せ先を裏表紙に移動

4. お取引先様へのお願い

- ・ 化学物質を環境物質に変更
- ・ JGPSSI から国内 VT62474 への変更に伴い、下記項目の内容を変更
「4.2 調査票」、「4.3 調査対象物質」

- ・ 4.4 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出についての内容を「4.2 調査票」内に統合

5. 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い

- ・ 最新版の様式を掲載する弊社ホームページの情報を新設し、様式の引用を削除

6. 納入部材への含有化学物質の調査について

- ・ JGPSSI から国内 VT62474 への変更に伴い内容を追加

表1 納入部材等に含有する環境管理物質

- ・ JGPSSI から国内 VT62474 への変更に伴い、下記項目の内容を変更および追加
- ・ (1) 禁止物質
「物質分類No.」、「規制値」
- ・ (2) 制限物質
「物質分類No.」、「対象範囲」、「HPKの閾値レベル」「関連する主な法規制等」。「ポリ塩化ビニル (PVC)」を「ポリ塩化ビニル (PVC) およびPVCコポリマー」に変更。「短鎖型塩化パラフィン類 (C10 -C13)」を「短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10 -13)」に変更
- ・ (3) 管理物質
「物質分類No.」、「対象範囲」、「HPKの閾値レベル」「関連する主な法規制等」。「フタル酸ジイソデシル (DIDP)」、「フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)」を新規追加

表3 「制限物質」の管理水準

- ・ [用途・使用例]を追加
- ・ 「ポリ塩化ビニル (PVC)」を「ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC コポリマー」に変更。
- ・ 「短鎖型塩化パラフィン類 (C10 -C13)」を「短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10 -13)」に変更

第11版 2014/10/01

1. はじめに

- ・ 内容変更

6. 製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について

- ・ 「6. 納入部材への含有化学物質の調査について」から変更
- ・ 「6.1 製品含有化学物質の管理について」を新設

改訂内容

- ・ 「6.2 納入部材へ含有化学物質の調査について」として、内容を変更

表1 納入部材等に含有する環境管理物質

CAS Noの記載がある物質物について、記載場所を「関連する主な法規制等」欄に変更

- ・ (1) 禁止物質
フマル酸ジメチル (DMF) の関連する主な法規制等規制等を「2009/251/EC」から「REACH 規則」に変更
- ・ (2) 制限物質
物質群数を 15 から 16 物質群に変更
「多環芳香族炭化水素 (PAH)」を新規追加
- ・ (3) 管理物質
物質群数を 11 から 16 物質群にし、「No.」を変更
EU REACH 規則 認可対象候補物質 (SVHC) 群で対象となっていた、「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)」、「フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)」、「フタル酸ジブチル (DBP)」、「フタル酸ブチルベンジル (BBP)」、「フタル酸ジイソブチル (DIBP)」を個別物質群として追加

表3 「制限物質」の管理水準

- ・ 「納入禁止時期」、「製造段階での使用禁止時期」を「禁止時期」に変更
- ・ 「(14) ジブチルスズ化合物 (DBT)」の管理水準について、第 10 版でレベル 2 であった対象を、レベル 1 に変更し、禁止時期を即時禁止に設定
- ・ 「(16) 多環芳香族炭化水素 (PAH)」を新規追加

第12版 2015/10/01

4. お取引先様へのお願い

4.3 調査対象物質

- 「(1) 禁止物質 (12物質群)」、「(3) 管理物質 (12物質群)」に変更

表1 納入部材等に含有する環境管理物質

- ・ (1) 禁止物質
物質群数を 10 から 12 物質群にし、「No.」を変更
「短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数 10 -13)」、「ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)」を制限物質から追加
- ・ (2) 制限物質
「フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)」、「フタル酸ジブチル (DBP)」、「フタル酸ブチルベンジル (BBP)」、「フタル酸ジイソブチル (DIBP)」を纏めて管理物質から追加
- ・ 表 3 の番号変更に伴い、「HPK の閾値レベル」にて参照している番号を変更 (「オゾン層破壊物質」、「塩素系有機溶剤」)
- ・ 「フッ素系温室効果ガス」の対象範囲を変更
- ・ (3) 管理物質
物質群数を 16 から 12 物質群にし、「No.」を変更
「N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物 (BNST)」を新規追加

改訂内容

表3 「制限物質」の管理水準

- ・ 「(15) 多環芳香族炭化水素 (PAH)」のレベル2の対象をレベル1に変更し、禁止時期を「即時禁止 (2015年7月1日から)」に変更、レベル3を追加
- ・ 「(16) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル」を新規追加

表4 特定アミン

- ・ [表3(7)]を[表3(6)]に変更

第13版 2016/10/01

表1 納入部材等に含有する環境管理物質

- ・ (1) 禁止物質

「ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)」を「ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)」に変更。関連する主な法規制等に「EU:PoPs規則」を追加、「ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)」の関連する主な法規制等に「PoPs規則」を追加

第13.1版 2017/04/27

2. 環境基本方針を改訂

第14版 2017/10/01

4. お取引先様へのお願い

4.2 調査票

「国内VT62474・・・」を「IEC62474に準拠したツール(chemSHERPA)」とし、付記のリンク先を変更

4.3 調査対象物質

「国内VT62474」を「IEC62474」に変更

6. 製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について

6.2 納入部材へ含有化学物質の調査について

「chemSHERPA」と追記し、付記を追加、付記番号を変更

表1 納入部材等に含有する環境管理物質

- (1) 禁止物質、(2) 制限物質、(3) 管理物質

「VT62474物質郡No.」を「IEC62474 ID」に変更

表3 制限物質の管理水準

- ・ (2) 制限物質

「ジブチルスズ化合物(DBT)」レベル1の対象の記載を「・・・下記のレベル3を除く」に変更(誤植訂正)

第15版 2018/10/01

文書全体の構成を見直し、章節番号や注釈を変更

1. はじめに

本文および注釈の内容を変更

14版での「2. 浜松ホトニクス株式会社「環境基本方針」」を削除

改 訂 内 容

14版での「3. 「環境管理物質」管理基準（本文）」を「2. 「環境管理物質」管理基準（本文）」に変更し、
章節の通し番号と内容を変更

- ・ 「3.1 目的」 → 「2.1 目的」 ※HPK という略称は削除
- ・ 「3.2 適用範囲」 → 「2.2 適用範囲」
- ・ 「3.3 用語の定義」 → 「2.3 用語の定義」
「(6) 不純物」を削除。「(9) 意図的添加」 → 「(6) 意図的添加」
- ・ 「3.4 管理水準」 → 「2.4 管理水準」、注釈を変更
- ・ 「3.5 改訂」 → 「2.5 改訂」

14版での「5. 「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い」、「6. 製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について」を削除し、「4. お取引先様へのお願い」を「3. お取引先様へのお願い」とし、下記の章節に内容を集約して変更

- ・ 「3.1 お願い事項」
- ・ 「3.2 グリーン調達調査（製品含有化学物質調査）についての補足」
- ・ 「3.3 グリーン調達調査（製造工程使用化学物質調査）についての補足」

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (3) 管理物質

- ・ 物質群数を 12 から 11 物質群にし、「No.」を変更
- ・ 「N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)」を削除

表3 制限物質の管理水準

「(16) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル」の管理水準について、14版でレベル2であった対象を、レベル1に変更し、禁止時期を即時禁止(2018年1月22日から)に設定

第16版 2019/10/01

1. はじめに

注釈の<参考>リンクを更新、一部削除

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質

- ・ 物質群数を 16 から 17 物質群に変更
- ・ 「パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連物質」を追加
- ・ 付記「表 1-1」を追加

表3 制限物質の管理水準

- ・ 「(17) パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連物質」を追加

第17版 2020/10/01

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質

- ・ 物質群「ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC コポリマー」を「ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物」に、閾値レベルを「意図的使用」に変更

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (3) 管理物質

改訂内容

- ・ 物質群「JAMP 管理対象物質 Ver.(最新版)」を「chemSHERPA 管理対象物質 Ver.(最新版)」に変更
- ・ 付記表 1-3 を変更

表3 制限物質の管理水準

- ・ 「(5) ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物」に変更。管理水準レベル 3 (適用除外) に「内部配線用ケーブル」を追加
- ・ 「(17) パーフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩および PFOA 関連物質」の管理水準レベル 2 をレベル 1 に変更し、禁止時期を「即時禁止 (2020 年 1 月 1 日から)」に変更。レベル 3 (適用除外) の対象を修正

第18版 2021/10/01

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (1) 禁止物質

- ・ 物質群数を 12 から 15 物質群にし、「No.」を追加
- ・ 「デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)」「2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)」「ヘキサクロロブタジエン (HCBd)」を追加

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質

- ・ 物質群数を 17 から 20 物質群にし、「No.」を追加
- ・ 「パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質」「リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))」「ペンタクロロチオフェノール (PCTP)」を追加

表3 制限物質の管理水準

- ・ 「(5) ポリ塩化ビニル (PVC) および PVC 混合物」の管理水準レベル 3 (適用除外) に「塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤 (バインダ)」を追加
- ・ 「(18) パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質」を追加
- ・ 「(19) リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1))」を追加
- ・ 「(20) ペンタクロロチオフェノール (PCTP)」

第19版 2022/10/01

3.2 グリーン調達調査 (製品含有化学物質調査) についての補足

- ・ 「当社では chemSHERPA を標準として採用しており、当社からの依頼が chemSHERPA-AI を用いての調査である場合は、当社「グリーン調達調査 (chemSHERPA) 回答手順」もご参照ください。」を削除

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (2) 制限物質

- ・ 物質群数を 20 から 21 物質群にし、「No.」を追加
- ・ 「C9~C14 のパーフルオロカルボン酸 (PFCAs) とその塩及びその関連物質」を追加

表1 納入部材等に含有する環境管理物質 (3) 管理物質

- ・ 物質群の削除、変更により「No.」を変更
- ・ 「フタル酸ジイソノニル (DINP)」を追加
- ・ 「chemSHERPA 管理対象物質 Ver.(最新版)」を削除

表3 制限物質の管理水準

- ・ 「(21) PFCAs (C9-C14) とその塩及び関連物質」を追加

改 訂 内 容

第20版 2023/10/01

表1 (1) 禁止物質 (17物質群)

- ・ パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質、ペンタクロロチオフェノール (PCTP) を追加

表1 (2) 制限物質 (21物質群)

- ・ デクロランプラス、UV-328 を追加
- ・ パーフルオロヘキサン-1-スルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質、ペンタクロロチオフェノール (PCTP) を削除

第21版 2024/10/01

関連帳票・文書類

納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書、グリーン調達調査 (chemSHERPA) 回答手順を削除し、納入部材への環境管理物質含有調査表を追加

注釈4 リンク切れURLの修正

注釈5 リンク切れURLの修正

(2) グリーン調達調査への協力をお願い

①製品含有化学物質調査の主な調査の種類や回答フォーマットより、環境管理物質予備調査、納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書、RMI (紛争鉱物調査) を削除し、環境管理物質含有調査表を追加

表1 (2) 制限物質 (21物質群)

- ・ パーフルオロオクタタン酸 (PFOA)、若しくはその異性体又はこれらの塩の表記変更

表3 制限物質の管理水準

- ・ (18) リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP (3:1)) のレベル1を削除し、レベル3を追加

第22版 2024/11/29

表1 (2) 制限物質 (21物質群)

- ・ デクロランプラス、UV-328
関連法令に追加

表3 制限物質の管理水準

- ・ デクロランプラス、UV-328
レベル2禁止時期を変更

レベル3の対象を「なし」に変更